

令和6年度第1回酒田市公文書等管理委員会 議事概要

・日 時／令和6年5月29日（水） 午後2時～3時

・場 所／総合文化センター3階 306号室

・出席者／委 員 田中委員長、相原委員、門松委員、中山委員
事務局 荒木主幹、池田係長、土田調整主任、岩浪調査員

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 令和5年度に整理した公文書の廃棄について

- 事務局より、前回（2/8）の委員会において疑義が出された「合併前の旧松山町の境界立会や境界承諾等に関する文書」については資料扱い（現用文書）として廃棄対象から除外すること及び前回の委員会の終了後、対象文書所管課へ廃棄して良いか最終確認した結果を反映した廃棄文書リストを作成、全192件、廃棄することを提案。
- 説明後、全員仮置き場（文化資料館書庫前通路）に移動し、各自現物を最終確認。
- 現物を確認後、会議室に戻り、事務局の説明等に関して意見交換し、その内容は次のとおり。

<意見交換>

（門松委員）

本日の別資料で特定歴史公文書利用制度の実施状況についての中にもあるが、明治時代の教職員履歴をご覧になっている方がいて、自分の先祖を調べられているのだと思うが、現在の人事関係の文書だと非常に生々しいというか顔が思い浮かぶような方も載っているということであるけど、ここからもう何十年か百年かした後に、特定歴史公文書で自分の先祖が何をやっていたのか知りたくなった時に参照する資料としてこういったものが必要となる可能性があるので、スペース的なことやプライバシーの面で保存管理できるのであれば残してもらえるとありがたいが。

その他にも歴史研究として教職員について代々のどの関係の人達が担ってきたかなど調査研究をするときにこういった基本資料が無くなってしまおうと出来ないということになるかと思うので。

(事務局)

今回で言うと「人事関係綴」、教育委員会の方で結構ある。

(門松委員)

私自身がやっている研究は、幕臣と明治政府のつながりをやっておき、どういう経歴で明治政府に仕えたのか、前歴はどうだったのかというところは、いわゆる職員録、単に何年の誰々という名前だけだと追えなかったりするもので、本人が書いた履歴書やその写しというところから分析をしていくということがあり、意外とこういったものを使いたがる人もいると思うので。

(田中委員長)

ということで、今、門松委員から意見が出された内容について、事務局の方で整理をしてもらえればと思う。

(事務局)

全体通してみると結構あるので、再度確認させてもらおう。

(中山委員)

私も以前光丘文庫にいた時に、自分の先祖がどこに勤めていたかなどを調べている方がいて、その際には閲覧させた。今回の廃棄文書リストに載っている人事関係文書にはかなりプライバシー的な、昇給関係以外にも賞罰の履歴とかも出てくるかもしれないので取扱いにはかなり注意をしないといけないものだと思う。どういう形で残せばいいのか分からないが、そういう意味では、もし基準があるならば、人事関係文書は廃棄されてもやむを得ないのではと私は思っている。そこは研究とはまた違う視点なのだが。そこに勤めた人たちのプライバシーの保護という観点からも検討が必要なのでは。

(事務局)

今の両者の意見は、後ほどの学籍簿のところにも関連してくるが、まずは今いただいた意見を参考にして、最終的に廃棄するしないについては慎重に判断したいので、とりあえず人事関係文書は一旦保留して、じっくり検討させてもらい、それ以外の文書については廃棄することできかがか。

(田中委員長)

それでは、今言った人事関係の文書は一旦保留させてもらって、その他のものについては廃棄することできかがでしょうか。

<異議なし>

それでは、そのようにお願いします。

続いて、(2) 令和5年度 特定歴史公文書利用制度の実施状況について、事務局の説明をお願いします。

(2) 令和5年度 特定歴史公文書利用制度の実施状況について

○ 会議資料により事務局が説明し、質疑応答は次のとおり。

<質疑応答>

(相原委員)

2番の地図については、請求者側に一旦先に見せてからコピーを取ったのか。

(事務局)

今回の請求者がほしい地図のエリアは、本市税務課が保有している公図には無く、また先方から提供された他自治体のサンプル図面の中にかなり昔の古い地図があったことから、当方でも特定歴史公文書として保存している地図のうち該当するものがあればということで探したところ、今回の会議資料に記載している内容のものがあつた。

実際には、そのうちの一部についてサンプル画像を先方へ送り、その内容を確認してもらい、大丈夫との回答を得てから市内の印刷業者へ依頼してコピーを取ったものである。

(田中委員長)

配付資料の特定歴史公文書の目録内の一番最後にある整理番号 1846 の文書名が「山居稲荷神社関係の土地資料」となっているが、「さんきよ」の「さん」の字は「山」ではなく「三」ではないか。

(事務局)

確かに正しくは「三」の字であるが、整理する側としては目録化する際、対象文書の表記通りに入力するというのが基本ルールとなっているのでご理解願いたい。

(田中委員長)

はい、分かりました。

それでは引き続き、(3) 小中学校における学籍簿等の保有状況確認調査結果について、事務局の説明をお願いします。

(3) 小中学校における学籍簿等の保有状況確認調査結果について

○ 会議資料により事務局が説明し、質疑応答は次のとおり。

(門松委員)

私が研究対象にしているのは、幕末・維新がメインなので、ご本人がいるということはまずない時代なので、具体的な名前を見ても、あの人はどういう関係かということがすぐ分からないものばかりなので単純に研究対象となるが、恐らく現在の学校の校長先生は生徒達を直接見ているので、この子達を対象として当該資料が利用されるのはプライバシーの問題があるだろうとなるので、公開はすべきではないというご判断なのだと思う。

私が考えているのは、あと百年後とかに今の時代を振り返って研究したいとなった時の基礎資料として何も残っていないということになったら困るだろうから、もし残っていて保存できるスペースがあるのなら塩漬けではないが、今すぐ公開してどうこうということではなく、百年、百五十年経った時に昭和の時代の学校がどうだったとか、平成の時代の学校はどうだったということを振り返る時の材料として重要になってくるので、残せるのであれば残してもらった方がというところである。

今すぐに公開して、あの子がどうだとか分かるようにしてほしいということでは

全くないので。

(中山委員)

学校の校長先生方の立場というのは非常に理解できる。特に学習指導要録の指導の記録、これについてはやはり学校に所属する法定公簿であることは間違いないが、書かれてある内容があくまでも個人のプライバシーの、最も大切な部分の個人情報なので、それを例えば市の財産として、特定歴史公文書として将来の百年、二百年後に役に立たせるということの研究者としては確かにそういう側面も理解できるが、一方で学校長の職務権限を越えるだけの根拠があるのかどうか。

あともう一つは、個人情報保護法を越えるだけの、特定歴史公文書に位置付けして保存する根拠がどこまであるかをきちんと整理して理解してもらわないと、校長先生方はそうだとはならないと思う。

今の時代性を考えると、指導要録はあくまでも学校長の判断で適宜廃棄しているというのであれば、校長先生の職務権限としてお任せするという整理で良いのではというふうに思っている。

歴史公文書として残す価値のあるものと、完全に学校長の権限で対応していただきたいもの、一旦こういうことについて、総務課と教育委員会の方で少し話し合っ整理する機会が必要ではないかと感じたところである。

(事務局)

ありがとうございます。

(田中委員長)

それでは、(4) その他で、本日は文化資料館の館内視察となっているが、先に4のその他をしてから、最後に館内視察をして解散という流れにさせていただく。

4 その他

- 事務局より、次回の委員会の開催時期及び場所等について説明を行った。

5 閉会

- 文化資料館の館内視察を行い、終了後解散した。